第２版　令和３年５月３日

スポーツ活動再開に向けた新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

一般社団法人日本デフ陸上競技協会

１、はじめに

本ガイドラインは一般社団法人日本デフ陸上競技協会（以下、当協会とする）が今後当協会主催で開催される、スポーツ活動（強化合宿、大会、陸上教室等）や各種会議、研修会、講習会などについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とし、参加者、スタッフ、関係者の健康と安全を第一に考え、策定するものとし、このガイドラインに従って感染予防対策を講じるものとする。

尚、基本的な対処方針は公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が策定した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大要望ガイドライン　発行：令和２年５月14日（改訂令和３年２月15日）」に沿ったガイドラインとなっています。その中では以下の通り記載があり、「スポーツイベントの実施に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いします。」変更することがある。

その上で当協会としてすべての事業について、新型コロナウイルス感染予防対策を講じる事を宣言し、予防対策が不十分な場合、又は当ガイドラインに従っていないと判断された場合は当協会として、事業の中止、又は延期を勧告する事ができる事とする。また、参加者、スタッフ、関係者が当ガイドラインに従わないと判断された場合は当協会として、当該者に対して事業からの退去、又、不参加とさせることができる事とする。

当協会の関係者の皆様に於かれましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防対策を遵守し、安心、安全を第一にスポーツ活動を行えるようご理解とご協力をお願いします。

以下、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会発布の「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大要望ガイドライン　発行：令和２年５月14日（改訂令和３年２月15日）」を引用。

２、スポーツイベントの再開に当たっての基本的考え方について

スポーツイベントの再開に当たっては、基本的対処方針、専門家会議の提言等に基づき、以下のとおり対応することが適当です。

なお、当該スポーツイベントが開催される各都道府県知事の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課

や衛生部局等への御相談をお願いします。

（1）特定警戒都道府県に指定される都道府県

○　比較的少人数のものも含め、クラスターが発生するおそれがあるスポーツイベントについては、引き続き、各都道府県知事からの自粛要請等に基づき、適切に対応することが求められます。

○　特に、全国的かつ大規模なスポーツイベントについては、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。

（2）特定警戒都道府県以外の特定都道府県に指定される都道府県

○　全国的かつ大規模なスポーツイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。

○　一方、比較的少人数が参加するスポーツイベントについては、地域の感染状況等も踏まえて、各都道府県知事がイベントの開催制限の解除等の対応をとることが考えられます。この場合は、適切な感染防止対策（後述「3　スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について」参照）を講じた上で実施することが可能です。

（3）緊急事態措置の対象とならない都道府県

○　内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事宛に示される、最新の催物の開催制限等の方針を踏まえて、各都道府県が定める催物の開催に係る方針に従い、実施の可否等について御判断いただくようお願いします。また、判断に迷う場合は、開催地の都道府県スポーツ主管課に相談してください。

○　全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催が見込まれる場合には、そのイベントの開催要件等について、イベント主催者または施設管理者から各都道府県に事前相談をすることが必要です。
なお、施設管理者から都道府県に事前相談をすることとした場合、イベント主催者は施設予約時等において、施設管理者が都道府県と事前相談し承諾を得ていることを確認する必要があります。

○　また、「11 月末までの催物の開催制限等について」（令和 2 年 9 月 11 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）に基づき収容率及び人数制限の緩和を適用する場合は、同事務連絡の別紙 3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」及び別紙 4「感染防止のチェックリスト」に示された取組について、イベント主催者及び施設管理者の双方が、本ガイドライン及び競技別のガイドライン等により確実に担保し、かつ、双方において本ガイドライン及び競技別のガイドライン等に従った取組を行う旨をホームページでの公表又は施設内への掲示等を行うことが必要です。

○　なお、感染拡大の兆候やスポーツイベントにおけるクラスターの発生があった場合、各都道府県知事の協力の要請等に基づき、無観客化、中止、延期等の適切な対応をとることが必要です。

3、スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者がスポーツイベントに安全・安心に参加できるよう、各都道府県知事の方針に反しないことを前提として、スポーツイベントを開催・実施することとした主催者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

また、スポーツイベントの主催者は、以下の内容を踏まえつつ、各イベントの特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。また、各事項については、チェックリスト化（※）し、適切な場所（イベントの受付場所等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、イベントの主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。なお、各事項の整理に当たっては、令和２年５月４日開催の専門家会議提言の別添において示された「新しい生活様式」の実践例、同年 10 月 23 日開催の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言において示された「感染リスクが高まる『５つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」、並びに「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和　３年２月４日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）内の各別紙において示されたイベント開催時の必要な感染防止策等もご参照ください。また、障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮する必要があります。

（※）チェックリスト（主催者及び参加者向け）のサンプルを添付しております（別添１、２）。
各スポーツイベントの特性等を勘案して、感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

（１）スポーツイベントの参加募集時の対応

スポーツイベントの主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者は、他の参加者の安全を確保する等の観点から、スポーツイベントへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

なお、スポーツイベントの主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

①　以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること。

ア　体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

イ　同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ　過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等

への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

② マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない 際や会話をする際にはマスクを着用すること。）。

③ 厚生労働省から提供されている、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）（※）や各地域で取り組まれている通知サービスを活用すること。

（※）COCOA を入れている場合は、電源を on にした上で Bluetooth を有効にすること。

④ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。

⑤ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ２ｍを目安に（最低１ｍ））を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）

⑥ イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと。

⑦ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと

⑧ イベント終了後２週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

（２）当日の参加受付時の留意事項

スポーツイベントの主催者は、イベント当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全にイベントを開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。

② 参加料等の徴収をできるだけ事前振込等で行い、当日の現金授受を極力避けること。

③ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように、貼紙などにより注意を促すこと。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。また、入場を制限された者がすでに利用料等を支払っている場合に払い戻すことが可能なよう規定を設けることも考えられる。）特に、全国的又は大規模なイベントが開催される場合は、入場時の検温を行い、有症状を理由に入場を制限した際の払い戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止する措置を講じること（※）。

（※）以下の２点を前提として、払い戻し措置を講じないことも可能。

・発熱者・有症状者の入場は断る等のルールについてイベント開催前に明確に規定する。

・当該規定内容の周知がイベント開催までの間に十分に図られる。

④ 人と人が対面する場所は、換気を徹底するとともに、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。（※）

（※）飛沫防止用のシートについては、以下の点に留意すること。

・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防炎製品など）を使用すること。

・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。

・不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

⑤　参加者が距離をおいて（できるだけ２ｍを目安に（最低１ｍ））並べるように目印の設置等を行うこと。

⑥　受付を行うスタッフには、マスク（※）を着用させること。

（※）聴覚障害を持つ方への対応をする場合等は、フェイスシールド等の着用も考えられる。

⑦　インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。

⑧　当日の受付のほか、イベント前日の受付を行うなど当日の混雑を極力避けること。

⑨　イベントの前に、厚生労働省から提供されている、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）(※)や各地域で取り組まれている通知サービスの活用を促すこと。

（※）COCOA を入れている場合は、電源を on にした上で Bluetooth を有効にすること。

（３）スポーツイベント参加者への対応

１）体調の確認

スポーツイベントの主催者は、イベント当日に、参加者から以下の情報を、主催者が保存できる形で提出を求めることが必要です。

①　氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。
また、これらの事項は、事前予約時に登録を求めることも考えられる。

②　イベント当日の体温

③　イベント前２週間における以下の事項の有無

ア　平熱を超える発熱

イ　咳（せき)、のどの痛みなど風邪の症状

ウ　だるさ（倦怠（けんたい）感)、息苦しさ（呼吸困難）

エ　嗅覚や味覚の異常　オ　体が重く感じる、疲れやすい等

カ　新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

キ　同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ク　過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

２）マスク等の準備

スポーツイベントの主催者は、参加者がマスクを準備しているか確認することが必要です。

感染リスクが高まる「５つの場面」には「マスクなしでの会話」が含まれていることからも、受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。なお、観客のマスクの着用については、５）観客の管理」を参照してください。

一方、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるもの（※）とするもの

の、運動強度が高いと考えられる運動・スポーツについては、マスクを着用することにより十分な呼吸ができずに人体に悪影響を与える可能性があることを踏まえ、屋外で人と十分な距離（少なくとも２m以上）を確保できる場合には、マスクを外すよう注意を促すことが必要です。

また、気温・湿度が高い中でマスクを着用する際も、熱中症のリスクが高くなるおそれがありますので、屋外で人と十分な距離（少なくとも２m以上）を確保できる場合には、マスクを外すよう注意を促すことが必要です。厚生労働省から「『新しい生活様式』における熱中症予防行動のポイント」が示されておりますので、そちらも参考にしてください。

なお、上記の事情等により、マスクを着用しない場合は、会話を控え、咳エチケットを徹底するように注意を促すことが必要です。

（※）マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。

３）スポーツイベント参加前後の留意事項

スポーツイベントに参加する個人や団体は、イベントの前後のミーティングにおいても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。特に感染リスクが高まる「５つの場面」には、「飲酒を伴う懇親会等」や、「大人数や長時間におよぶ飲食」が含まれているので、イベント前後での懇親会等の開催は控えることをお勧めします。また、公共交通機関や飲食店等を利用する場合は、分散利用することが求められます。

（４）スポーツイベントの主催者が準備等すべき事項

１）手洗い場所

スポーツイベントの主催者は、参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。

② 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。

③ マラソンイベント等では、始点、休憩所、終点にできるだけ手洗い場を確保すると。

④ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

⑤手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

2）更衣室（シャワー室を含む)、休憩・待機スペース

更衣室（シャワー室を含む)、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。また、感染リスクが高まる「５つの場面」の１つとして「居場所の切り替わり」が挙げられ、更衣室や休憩スペース等では環境の変化により感染リスクが高まることがあるとされています。

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備することが求められます。

① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。(障がい者の介助を行う場合を除く。）また、休憩・待機スペースでは、対面で食事や会話をしないように促すこと。

② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。

③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。

④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

⑤ 入退室の前後での手洗いを促すこと。(手洗いが難しい場合は、アルコール 等の手指消毒剤の使用を促すこと。)

3）洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツを行う際に利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理することが求められます。

① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。

② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。

③ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。

④ 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。

⑤ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。)

⑥ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。

⑦ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

4）飲食物の提供時

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を参加者

に提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。

① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。

② スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。（ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならないこと。）

③ 果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと。

④ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

⑤ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。

5）観客の管理

スポーツイベントを有観客開催する場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとることが求められます。また、感染リスクが高まる「5つの場面」には「マスクなしでの会話」が含まれていることから、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要です。さらに、選手等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じることが必要です。全国的又は大規模なイベントが開催される場合は、入退場時の密集回避（時間差入場等）を行うことが必要です。

なお、スポーツイベント等の大声での歓声、声援等が想定されるイベントの場合は、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることが必要ですが、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はありません。また、大声での歓声、声援等がないことを前提としうるイベントの場合は、収容率上限100％での開催も可能ですが、その際は、マスクを持参していない者がいた場合はイベント主催者側で配布又は販売し、マスク着用率100％を担保すること、大声を出す者がいた場合は個別に注意等を行うことが必要です。また、収容率100％以外の場合（大声での歓声、声援等が想定されるイベントを含む）も、マスク着用率100％を担保することと、大声を出す者がいた場合に個別注意等を実施することが推奨されます。

6）スポーツイベント会場

スポーツイベントを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが考えられます。また、寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けすることや、乾燥する場面では湿度40％以上を目安に加湿することが推奨されます。加えて、必要に応じ、CO_2測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下（機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）を維持することも望ましいです。

（※）スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただきますようお願いします。（再掲）

7）ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することが求められます。また、マスクや手袋を外した後は、石鹸と流水で手を洗うか、手指消毒薬を使用するかのいずれかを行うことが必要です。

8）スタッフの管理等

スポーツイベントの主催者自身についても、感染症の拡大を防ぐため、スタッフの管理等について以下の事項を実施することが求められます。

① 発熱又は風邪等の症状が見られるスタッフについては、出勤を自粛すること。
② ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。
③ 事務作業等を行う場合は、業務に支障とならない範囲で、テレワーク等遠隔業務の実施を検討すること。
④ 会議等を行う場合は、オンラインでの実施を検討すること。

（5）参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

スポーツイベントの主催者は、各競技別のガイドラインを参照し、イベントの参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く。）

運動強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

（※）感染予防の観点からは、少なくとも２ｍの距離を空けることが適当である。

② 位置取り

走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わないこと（※）。

（※）やむを得ない場合は、周囲を確認し飛沫の飛散に注意すること。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を空けて対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること（会話をする時はマスク着

用)。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。加えて、指定場所は換気を十分に行うこと。

エ　飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。

（※）その他、各中央競技団体において、競技特性に応じ、各競技別のガイドラインを作成する際、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。（再掲）

（６）その他の留意事項

スポーツイベントの主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、イベント当日に参加者より提出を求めた情報（上記（３）１））について、保存期間（少なくとも１月以上）を定めて保存しておくことが必要です。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

なお、イベント等の開催制限については、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事宛に示される、最新の催物の開催制限等の方針等を参考とし、適切に御対応いただきますよう御留意をお願いします。

（以上）